



- 特別重要調査対象事故
  - ・大型トラックの踏切事故（横浜市神奈川区）

- 重要調査対象事故
  - ・中型トラックの追突事故（堺市西区）
  - ・大型トラックの衝突事故（滋賀県高島市）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000480.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000480.html)

---

(2) 今一度、タイヤのホイール・ナットに緩みがないか点検を！

（配信日：R4.1.7）

冬用タイヤへの交換作業のピークを過ぎた運送事業者の方も多いことと思いますが、統計上、車輪脱落事故はタイヤ交換後1ヶ月以内に最も多く発生しています。

つまりまだまだ油断は禁物であり、増し締めの実施や、日々の運行前のホイール・ナットに緩みがないことの点検を、引き続きしっかりと行っていただきますようお願いいたします。

国土交通省においても、冬用タイヤ交換時の確実な作業の徹底等を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を継続実施中です。

また、これから冬用タイヤへ交換をされる事業者の方におかれましても、

- ・ホイールボルト・ナットのサビや汚れの確実な清掃、給脂
- ・トルクレンチを使用した、規定トルクによるホイールナットの締め付け
- ・冬用タイヤ交換後50km～100km走行後を目安に、ホイールナットの増し締めの実施の徹底を改めてお願いいたします。

大型車の車輪脱落事故を1件でも多く減少させることができるよう、皆様の御協力のほど、よろしくお願いいたします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000273.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000273.html)

---

(3) 自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について

～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～

（配信日：R3.12.3）

自動車局では、本年も、①車両対策（冬用タイヤの装着やチェーンの携行・装着の徹底）、②運送事業者対策（道路管理者が撮影した写真も踏まえた運輸局による指導・監査）、③荷主対策（荷主への周知体制の確立）を3つの柱とする大雪時の立ち往生防止対策を実施しています。

運送事業者や自動車使用者の皆様におかれましては、改めて下記注意点をご確認の上で、冬期の走行に万全を期して頂きますようよろしくお願いいたします。

#### ①自動車ユーザーの皆様へ

- ・積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤの装着をお願いします。
- ・また、運行前に冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上残っていることを、「プラットホーム」で確認をお願いします。
- ・チェーンの携行、立ち往生する前の早めの装着をお願いします。

#### ②トラック・バス運送事業者の皆様へ

- ・年末年始の輸送等に関する安全総点検 ([https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html)) の実施項目「6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況」について、重点的に確認をお願いします。
- ・雪道において、悪質な立ち往生事例が発生した場合は、監査で事実関係を確認した上で、講じた措置が不十分と判断されれば行政処分の対象となります。

#### ③荷主の皆様へ

- ・大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。
- ・大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

#### （その他）気象情報の活用

- ・気象庁HPの「今後の雪」 (<https://www.jma.go.jp/bosai/snow/>) も活用のうえで、事前に天気予報をご確認ください。

国土交通省プレスリリース：

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08\\_hh\\_004267.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_004267.html)

---

(4) 事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止の徹底について

(配信日：R3.7.2)



善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

